

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和7年12月市議会提出分②）

総務部文書法制課作成

条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1 松山市職員給与条例等の一部を改正する条例	本市職員の給与を改定するものです。	令和7年 12月議会 議案 第139号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948-6217
			パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	市長等の期末手当の額を改定するものです。	令和7年 12月議会 議案 第140号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の期末手当に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948-6217
			パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆様の意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的な内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒ 市民の皆様の意見を考慮して意思決定を行う ⇒ 提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。